

令和7年12月18日開会
令和7年12月18日閉会

第803回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 8 0 3 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 8 0 3 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 定 例 総 会 を 令 和 7 年 1 2 月 1 8 日 湯 川 村 役 場 に 召 集 し た。

1. 出席農業委員（7人）・出席推進委員（4人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠 一 郎	5 番	山 口 栄 子
6 番	真 壁 澄 男	7 番	中 島 仁
8 番	高 木 伸 也	1 0 番	渡 部 正 美
1 1 番	三 瓶 恵 美	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（1人）・欠席推進委員（3人）

4 番	兼 子 房 男	9 番	鈴 木 明 美
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

議案第 2 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 7 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（賃貸借権設定）

議案第 2 8 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。先月の視察研修、12 月に入りましたら農地相談会が 2 回、農政部会と暮れのお忙しい時間に活動していただきましてありがとうございます。この後、全員協議会の方で活動の結果に関して報告がありますので、定例総会を始めさせていただきます。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、4 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、9 番委員と 1 2 番委員と 1 3 番委員から欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 7 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第 8 0 3 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思えます。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

おります。また、農業機械については、トラクター■台、田植機■台、コンバイン■台、乾燥機■台を所有しております。申請地の場所につきましては、7ページに位置図、8～9ページには公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。申請地にはハウスがありますが、全て撤去し、田については来年までに復元し、畑については時間をかけて復元作業をし、ネギや果樹を栽培したいとのことです。

議案第26号の案件につきまして、いずれも申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して整理番号1番について現地調査委員からの報告をお願いします。2番委員をお願いします。

2番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議長 続きまして整理番号2番について現地調査委員からの報告をお願いします。7番委員をお願いします。

7番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

14番委員 整理番号2番について、対価が10a当たり■万程度ということで畑が面積の半分ぐらい入っているということとハウスが建っているの、田にするのに工数がかかるからこの値段になったと理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

事務局 対価については参考として記載しておりますので、参考情報としてお伝えいたします。細かい数字になっているのは■筆合計で■万円という対価であり、その内訳としてはほとんどが田で畑に関しては付随的な金額ではありましたが、合計金額がきれいになるように申請をいただいております。撤去にも時間がかかるということで額としては落ち着いたようです。

議長 他に質疑ございますか。他になければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

15番委員 議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思っております。

議長 これより、議案第26号を採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長 これより議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

を採決いたします。

議長 議長 議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 議長 日程第4、議案第27号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（賃貸借権設定）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第27号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（賃貸借権設定）を議案書10ページにより朗読。今回の案件は、新規7件、再設定8件の合計15件です。11ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。

新規の案件について説明します。13ページをお開きください。

申請番号2番について、土地の所在は、大字■■■■の田他合計■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■集落の■■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和8年4月1日、終期は令和13年12月31日の5年9ヶ月であります。促進計画は福島県の公告となり、令和8年1月30日の予定です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、専業農家であり、耕作に十分な農機具を所有しております。乾燥はカントリーに出しているとのことです。前耕作者が高齢により、更新が難しくなり、本家である■■■■さんが依頼されたということです。

18ページ、申請番号7番について、土地の所在は大字■■■■田他合計■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■集落の■■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和8年4月1日、終期は令和18年12月31日の10年9ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を共同所有しております。

19ページ、申請番号8番について、土地の所在は大字■■■■の畑■■筆■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■の■■■■さんです。この案件は使用貸借権の設定となっております。契約の始期は令和8年4月1日、終期は令和18年12月31日の10年9ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、■■■■ではハウス栽培でトマトをメインで耕作しております。湯川村の畑では玉ねぎを栽培する予定で、今後も

規模拡大を考えているようです。申請番号7番と8番は今年度まで同じ耕作者でしたが、3月末で更新を迎えるにあたり、新しい耕作者との調整が取れたとのことです。

24 ページ、申請番号11番について、土地の所在は大字■■■■■■の田他合計■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■集落の■■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和8年2月1日、終期は令和18年12月31日の10年11ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。耕作に十分な農機具を所有しております。

25 ページ、申請番号12番について、土地の所在は大字■■■■■■の田他合計■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■集落の■■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和8年2月1日、終期は令和18年12月31日の10年11ヶ月であります。申請番号11番も含めて、これまで■■■■で耕作しておりましたが、■■■■さんが規模拡大の意向もあり、同集落の農地を耕作することとしたようです。

27 ページ、申請番号14番について、土地の所在は大字■■■■■■の田■■筆、面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■集落の■■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和8年2月1日、終期は令和13年12月31日の5年11ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。高齢ではありますが、後継者として息子さんがいらっしゃるそうです。

28 ページ、申請番号15番について、土地の所在は大字■■■■■■の田他合計■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■です。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和8年2月1日、終期は令和18年12月31日の10年11ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。元々自作をしておりましたが、規模縮小を考えており、■■筆分については■■■■が隣接地を耕作していたため、依頼したとのこと。

29～30 ページには農地中間管理事業の借入に係る共通事項、31～32 ページには農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を掲載しております。

いずれも 11 ページにあります貸付相手に関する要件の 2 の（1）及び（3）の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議 長 議案第 27 号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

15 番委員 新規の■■■■さんですが、まだ元気で活動されているようで、今の説明の中でもありましたが、息子さんもいて、だいぶ高齢でも一生懸命やっている部分はある。仲間と共同でやっているようである。高齢者の方が働くことに対して私は疑念があって、できれば若い人にスライドしていけたらと考えているのですが、今回は良いと思っています。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第 27 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（賃貸借権設定）を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 27 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（賃貸借権設定）を採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 28 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 議案第 28 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）を議案書 33 ページにより朗読。今回の案件は、公社の買入 2 件、公社からの売渡 2 件の合計 4 件です。34 ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。令和 7 年 4 月から売買においても貸借と同様に一括方式の対応が取られ、農業委員会への意見照会は 1 回となります。所有権移転までの期間が短縮されますので、売買代金がこれまでより少し早く農地所有者へ振り込まれます。譲渡所得税の特別控除や登録免許税・不動産取得税の軽減措置については、昨年度までと同様です。

整理番号 1 番から説明させていただきます。議案書 35 ページです。所有権の移転をする者は、■■■■さんです。所有権の移転を受ける者は、福島県農業振興公社です。所有権を移転する土地は、大字■■■■の田■■■筆ご

42 ページに記載あるとおりでございます。

整理番号4番です。整理番号2番に対応するものです。所有権の移転をする者は、福島県農業振興公社です。所有権の移転を受ける者は、■■■■集落の■■■■さんです。所有権を移転する土地は、大字■■■■の田■■■■筆で合計面積は■■■■㎡です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和8年1月31日、対価は■■■■円です。公社が農地所有者から買入れした代金10アールあたり■■■■万円に公社の規程に基づいて算出された手数料を加えた価格となっております。44～43 ページには機構売渡に係る共通事項を添付しております。購入者の農業経営の状況につきましては、46 ページに記載あるとおりでございます。ご高齢ではありますが、後継者となるお孫さんと昨年4月から同居しており、農繁期には村内に住む娘夫婦とともに農業を営まれていらっしゃると思います。地図をご覧になっても分かる通り、ご自身の所有する農地に隣接しているため、問題ないと考えます。

いずれも34 ページにあります買受者に関する要件の2の(1)の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議長 議案第28号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番委員 整理番号3番ですが、■■■■さんについて分からないから聞くんですが、お父さんから引き継いだのかなど。お孫さんも農業をやっているようなので、息子さんに変わったのは分からなかったが、うまく切り替えできたと感じている。このようにうまく引き継げるといことが一番難しいが、引き継がれると湯川村の農業も継続していけるので、その辺の指導については役場の方をお願いしたいと思います。

事務局長 今回の件につきましては、湯川村の中では比較的大きな農家の方になりますが、代々専業で農家をやられていて3世代一緒に農業をやっている農家であります。村においてはそのような農家がたくさんいればいいなと思っておりますが、なかなか厳しいところはあると思いますので、新規就農者につきましては引き続き支援していくということで農地を守っていきたいと思っております。

議長 他に質疑ございませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第28号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第28号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）を採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第803回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第26号 原案のとおり決定

議案第27号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議案第28号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和7年12月18日午前10時閉会を宣言した。上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年1月23日

湯川村農業委員会

会 長

6 番 委 員

7 番 委 員